



下水道事業受益者負擔金 說明資料

東松山市建設部
上下水道經營課

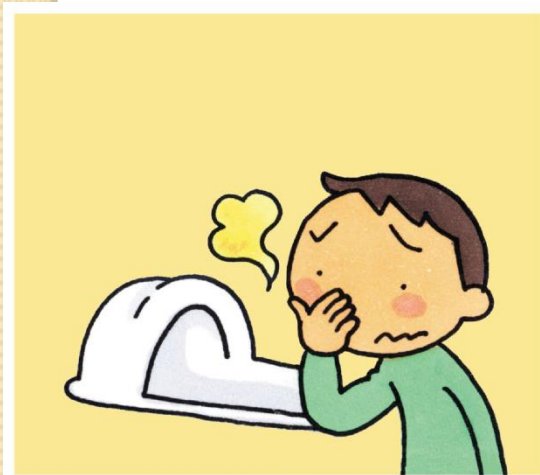
下水道のはたらき



街をきれいにする

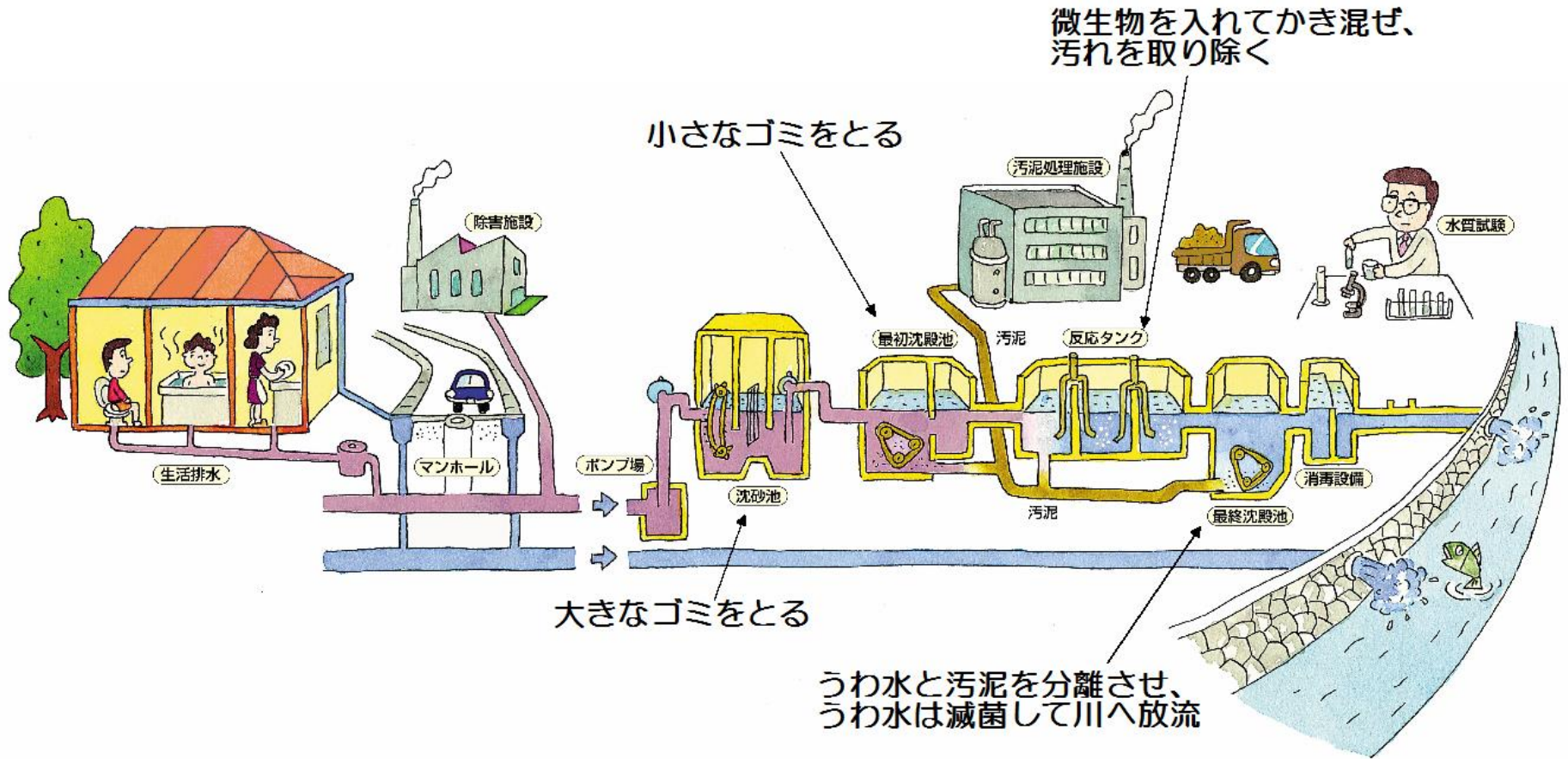


きれいな水辺をつくる



トイレの水洗化と
生活排水の処理

下水道のしくみ



下水道事業受益者負担金制度とは①

道路や公園

→不特定多数の人が利用する（税金）



下水道の施設

→利用できる地域の人に限られている
（受益者負担金）

下水道事業受益者負担金制度とは②

下水道が整備されることにより、利益を受ける受益者に建設費の一部をご負担いただく制度です。

※都市計画法第75条に基づきます

下水道事業受益者負担金制度とは③

～都市計画法第75条～

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

受益者とは①

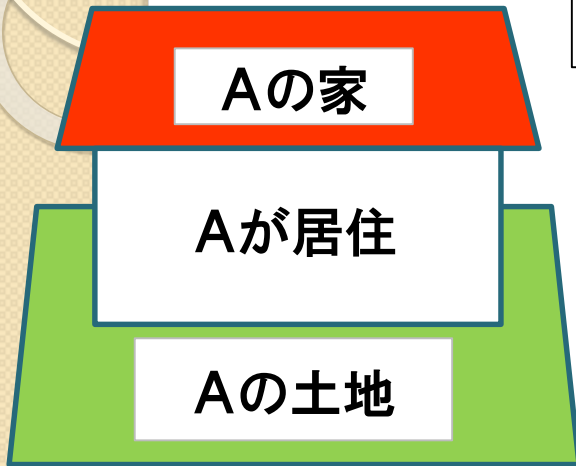
○区域内に土地を所有している方

○賃借権等の権利を有している方

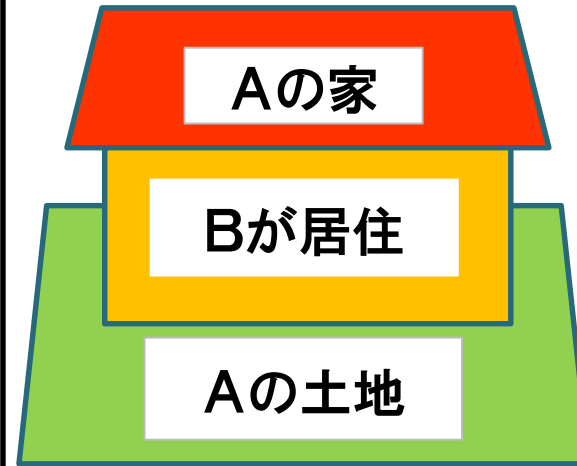
※地上権、質権、または使用貸借
もしくは賃貸借による権利の対象と
なっている土地については、その権
利を持っている方

受益者とは②

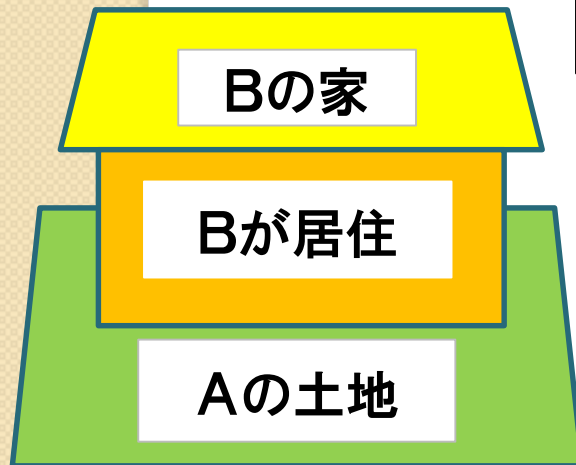
受益者はA



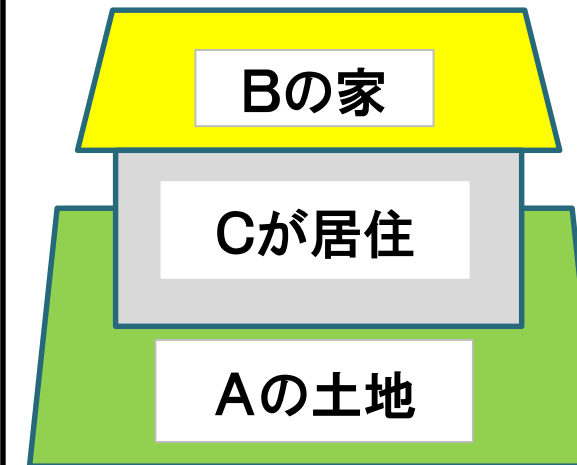
受益者はA



受益者はB



受益者はB



負担金の対象となる土地

区域内にある宅地、田、畑、山林、私道等すべての土地が対象

※受益者負担金はその土地について一度限りのご負担となります。

※下水道を『使用する・しない』にかかわらず、また『家屋がある・ない』にかかわらず、負担金の対象となります。

受益者負担金額は



1m^2 あたりの単位負担金額 \times 面積 m^2

※負担区ごとに決定する単位負担金額に
受益者が権利を有する土地の面積を乗じ
て得た額が負担金額となります。

納付方法

○ 分割納付

※負担金の総額を5年（1年4期、延べ20回）に分けて納付していただく方法です。

○ 一括納付

一括納付報奨金制度
があります！

▪ 5年一括分

※負担金の総額を一括して納付

▪ 1年一括分

※負担金の当該年度1年分を一括して納付

一括納付報奨金制度

第1期の納期限までに一括納付したときは、その年数に応じ報奨金制度を利用できます。

一括納付した年数	報奨率
1年分	2パーセント
2年分（残期完納）	4パーセント
3年分（残期完納）	6パーセント
4年分（残期完納）	8パーセント
5年分（残期完納）	10パーセント

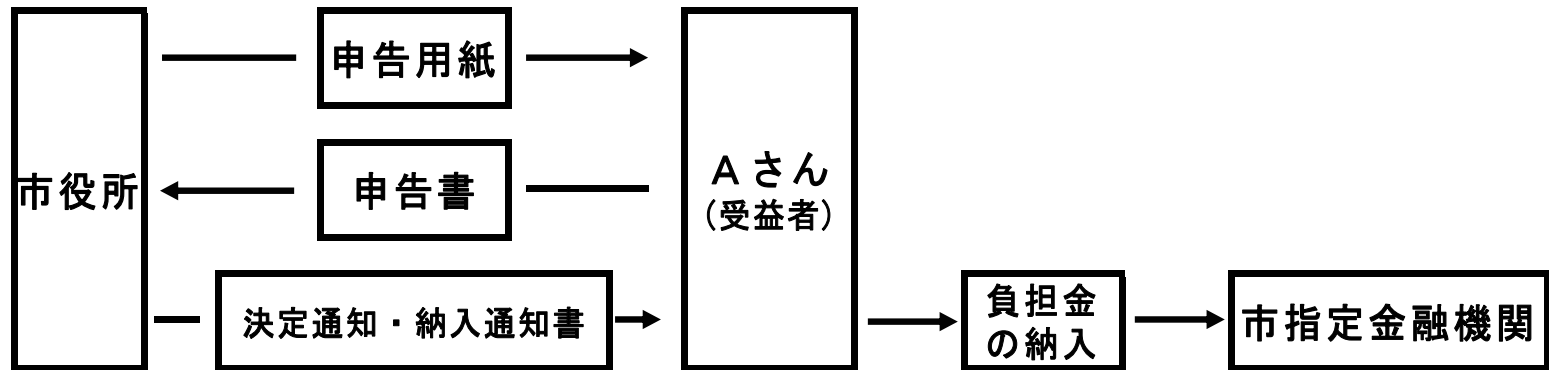
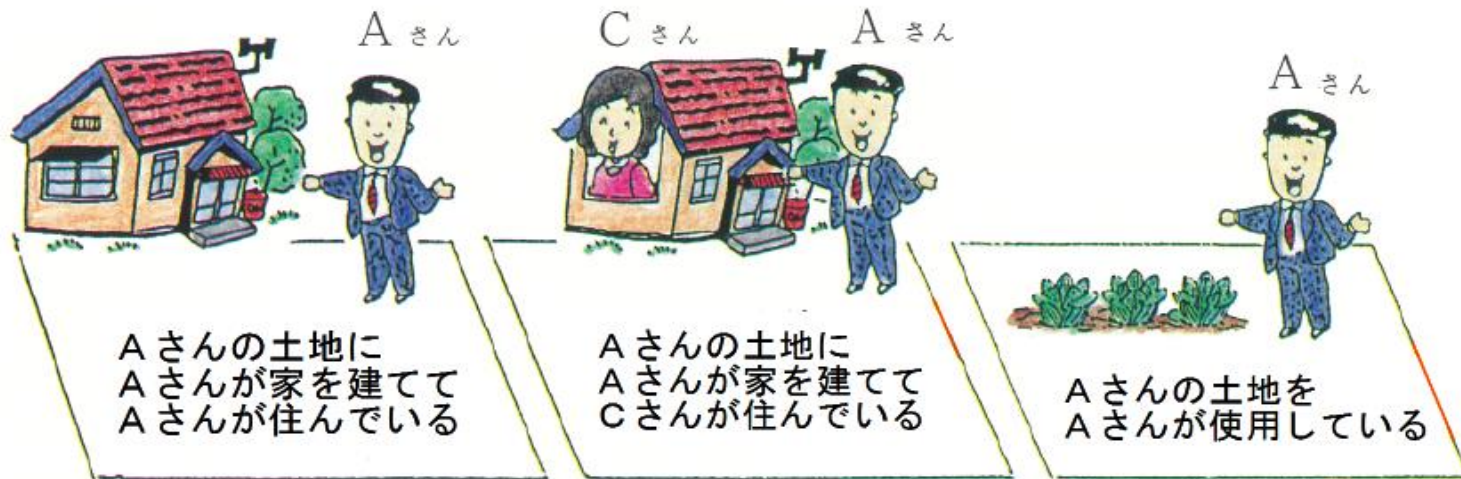
申告書の提出について

申告書とは、受益者負担金をご負担いただく代表の方を確定するために、提出していただく書類になります。

4月の中旬頃、申告書を送付いたしますので、必要事項を記入の上ご提出ください。

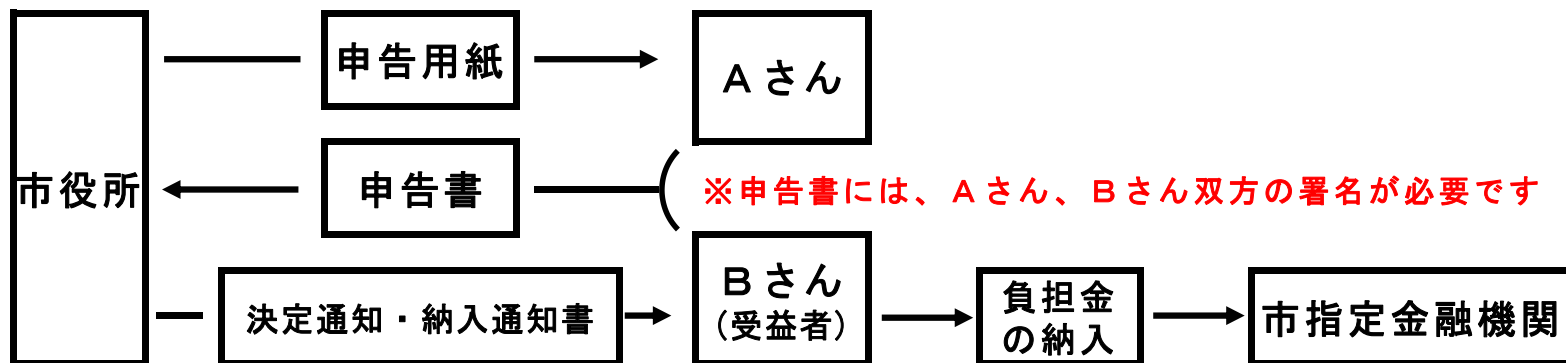
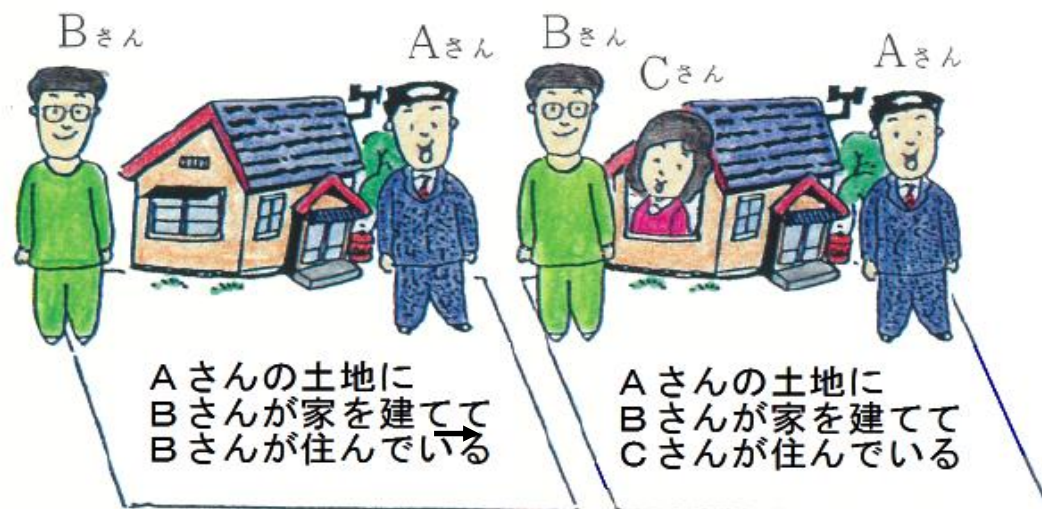
申告から受益者負担金納入までの手続き①

Aさんが受益者となる場合



申告から受益者負担金納入までの手続き②

Bさんが受益者となる場合



受益者申告書様式

様式第1号(第2条関係)

申告書番号		
負担区	基準年	整理番号

東松山市下水道事業受益者申告書

東松山市上下水道事業
東松山市長 あて

令和〇年〇月〇日

東松山都市計画東松山市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申告します。

東松山市美土里町〇—〇
松山 太郎 様

土地所有者又は代表者の記入欄	
住所 (法人は所在地)	東松山市美土里町〇—〇
(フリガナ) 氏名 (法人は名称)	松山 太郎
電話番号	0493-〇〇-〇〇〇〇

氏名が自署の場合
押印は不要



受 益 地					土地所有者以外で負担金を納めていただく方の記入欄						
物件番号	所在	地番	地目	地積(m ²)	物件番号	地積(m ²)	住所	フリガナ氏名	電話番号	承諾印	権利の種類
1	美土里町	〇〇〇〇	宅地	165.00							
2	美土里町	△△△△	宅地	100.00	2	100.00	美土里町△ - △	松葉 一郎	0493-×× -×××××	松葉	賃貸借権
			合計	265.00							

氏名が自署の場合
押印は不要

このようなときには申請を・・・①

○徴収猶予

○減免



このようなときには申請を・・・②

○徴収猶予

受益者が災害や不慮の事故等により、負担金を納付することが困難である場合に、納付期日を一定期間延期する制度です。

この制度が適用されるのは、災害等により、所有する固定資産に損害を受けた場合や生活保護を受けている場合です。

このようなときには申請を・・・③

○減免

土地の利用状況や、受益者の状況により負担金を減額または免除する制度です。

この制度が適用されるのは、公共施設、社会福祉施設、幼稚園、保育所、墓地、地区集会所や生活保護を受けている方などです。



下水道にかかる費用

下水道が整備されると受益者負担金のほかに、次のような費用が掛かります。

- 排水設備工事費
- 下水道使用料

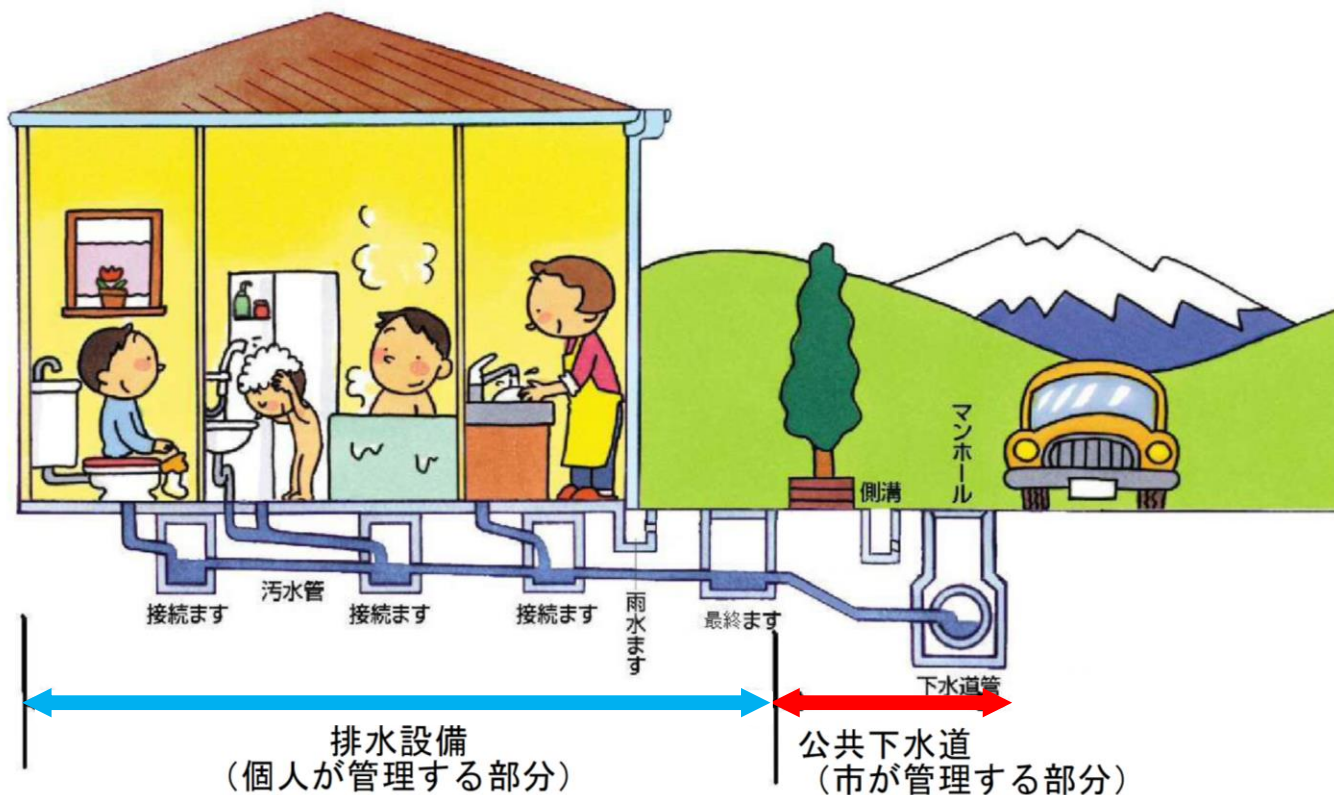
排水設備工事費（下水道への接続）

市で工事した公共下水道が使用できるようになると、当該排水区域内の土地の所有者（または建物所有者等）は遅滞なく、その土地の下水を公共下水道に流入させるための設備『排水設備』を設置していただく必要があります。

このため、台所、ふろ、トイレ等からの汚水は、下水道管へ接続していただくこととなり、この際に汚水を下水道管へ流すための配管工事（排水設備工事）の費用が発生します。

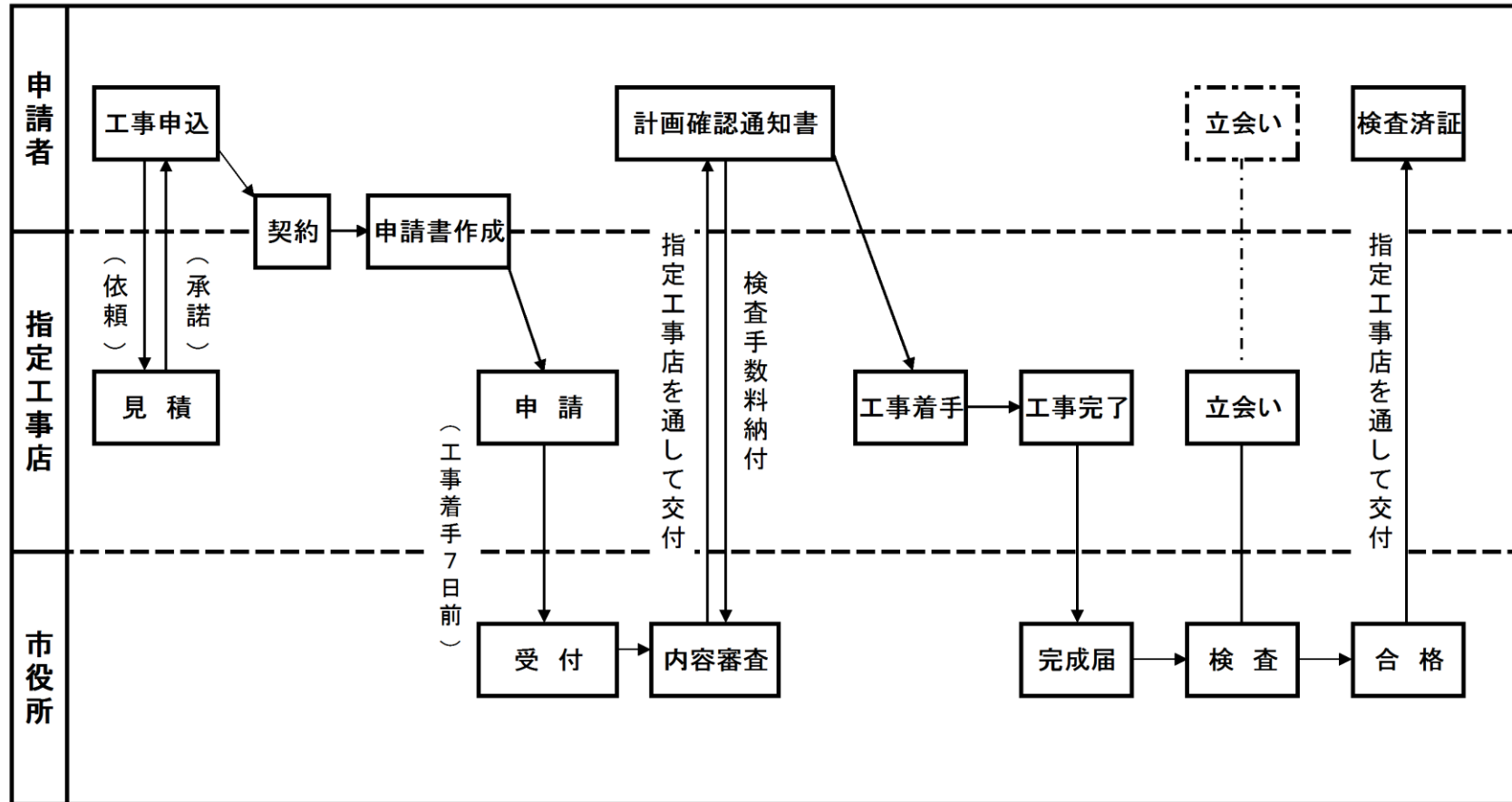
※浄化槽は不用となりますので、撤去等を行ってください。

排水設備（設置例）



- 浄化槽から排水設備への切り替えをできるだけ早く工事していただく必要があります。
- 既設のくみ取り便所は3年以内に水洗トイレに改造していただく必要があります。

排水設備工事の手順



※排水設備工事は必ず市指定の工事店をご利用ください。
市指定の工事店については、市ホームページでご覧いただけます。

下水道使用料①

下水道が完成し、排水設備工事が終了して使用を開始しますと、水道の使用量に応じて、下水道使用料を納めていただきます。

井戸を使用している場合は、その水量や使用人数に基づき下水道使用料を計算します。

下水道使用料②

料金体系

2ヶ月に1回の検針の場合

(税抜)

基本料金		超過料金(1m ³)	
汚水量	料金	汚水量	料金
20m ³	1,700円	21m ³ ～ 40m ³	100円
		41m ³ ～ 60m ³	120円
		61m ³ ～ 200m ³	140円
		201m ³ ～ 400m ³	170円
		401m ³ ～ 2,000m ³	200円
		2,001m ³ ～ 10,000m ³	240円
		10,001m ³ ～	275円

水道と井戸併用: 上記料金に世帯人員1人につき590円を加える。

井戸のみ使用: 世帯人員1人につき1,180円

下水道使用料の計算方法 (2ヶ月に1回の検針の場合)

例) 2ヶ月分の使用水量が50m³の場合

$$\begin{aligned}
 & \text{(基本料金 (20m}^3\text{) + 超過料金 (30m}^3\text{))} \quad \times \quad \text{消費税 (10\%)} \quad = \quad \text{下水道使用料 (50m}^3\text{)} \\
 & \text{(1,700円 + 100円} \times \text{20 m}^3\text{ + 120円} \times \text{10m}^3 \text{)} \quad \times \quad 1.10 \quad = \quad 5,390 \text{円}
 \end{aligned}$$

ご利用ください

○水洗便所改造資金貸付制度

下水道処理区域内の既設のくみ取り便所、し尿浄化槽式便所等を水洗化にする場合、改造資金の貸付制度を設けています。

資格

- ・市税、下水道事業受益者負担金を納付していること
- ・自己資金のみでは、工事費を一時に負担することが困難であること
- ・資金の償還について弁済能力を有すること
- ・確実な連帯保証人が1人いること（市内在住に限る）

貸付金

1工事につき50万円以内

償還方法

貸付を受けた月の翌月から元金均等36ヶ月以内



**受益者負担金制度にご理解とご協力を
をお願いします。**

